平成２４年（フ）第９２８号
京都市下京区東洞院通七条上る飴屋町252番地井上ビル４Ｆ
債務者　株式会社ＥＡＳＩＺＥ
代表者代表取締役　今西　杉広
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮﨑　純一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月７日午前11時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１８５号
愛知県豊橋市佐藤町字北島７番地の23
債務者　有限会社友将カンパニー
代表者代表取締役　青山　　浩
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　真隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月12日午前10時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１６８０号
横浜市中区山下町160番地の２
債務者　株式会社東栄通商
代表者代表取締役　山岸　二郎
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土居　久子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月13日午前10時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６９号
群馬県藤岡市上戸塚127番地の１
債務者　有限会社エムイー技研
代表者代表取締役　高橋　行男
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　反町　　大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月14日午前10時
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第４６号
高知県四万十市中村東町１丁目11番21号
債務者　有限会社前田建築
代表者代表取締役　前田　治俊
1　決定年月日時　平成24年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　訓生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月14日午後１時30分
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第１４６１号
愛知県知多市岡田字久平33番地の２
債務者　有限会社岩下業務店
代表者代表取締役　岩下　忠明
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　陽児
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月20日午前10時10分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３４５号
大分市大字畑中872番地の１
債務者　スマイルオート有限会社
代表者代表取締役　大津留猛志
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　耕太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月27日午後１時30分
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５１号
高知県土佐清水市足摺岬535番地
債務者　株式会社ホテルビロー園
代表者代表取締役　永野　金也
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　章雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月28日午後１時30分
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第２３１号
福井市西開発４丁目609番地１
債務者　株式会社宮本設計事務所
代表者代表取締役　宮本　幸数
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月４日午後１時30分
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１１８号
千葉県船橋市習志野台４丁目37番25号　メロディハイツ102号
債務者　森田　政和
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清田　友洋
4　破産債権の届出期間　平成24年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月22日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１７５８号
札幌市豊平区月寒東３条７丁目６番13号　むつみコーポ201号
債務者　南　　弘泰
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高須　大樹
4　破産債権の届出期間　平成24年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月23日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５４号
茨城県神栖市知手3705ホッカイ工業株式会社内、住民票上の住所北海道江別市錦町33番地の５
債務者　石原　　譲（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　篤
4　破産債権の届出期間　平成24年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月30日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第８６８号
千葉市花見川区花見川１番９棟407号
債務者　綾部　弘之
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松隈　太郎
4　破産債権の届出期間　平成24年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月23日午後２時50分
6　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８７０号
千葉県市原市椎の木台１丁目27番地10
債務者　横山　清美
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　博司
4　破産債権の届出期間　平成24年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月23日午後３時10分
6　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２５４号
鹿児島県鹿児島市中山町2457―１　メゾンドールＹ303号室、住民票上の住所宮崎県宮崎市大塚町柳ケ迫3804番地　レピュート原田Ⅱ201号
債務者　中野　有藏
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桃木野　聡
4　破産債権の届出期間　平成24年８月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係